

(三) 要介護 3	557単位
(四) 要介護 4	575単位
(五) 要介護 5	595単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	537単位
(二) 要介護 2	556単位
(三) 要介護 3	575単位
(四) 要介護 4	594単位
(五) 要介護 5	615単位

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護 1	10,364単位
(二) 要介護 2	15,232単位
(三) 要介護 3	22,157単位
(四) 要介護 4	24,454単位

(三) 要介護 3	555単位
(四) 要介護 4	573単位
(五) 要介護 5	593単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	535単位
(二) 要介護 2	554単位
(三) 要介護 3	573単位
(四) 要介護 4	592単位
(五) 要介護 5	612単位

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護 1	10,320単位
(二) 要介護 2	15,167単位
(三) 要介護 3	22,062単位
(四) 要介護 4	24,350単位

(五) 要介護 5	26,964単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要介護 1	9,338単位
(二) 要介護 2	13,724単位
(三) 要介護 3	19,963単位
(四) 要介護 4	22,033単位
(五) 要介護 5	24,295単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）	
(1) 要介護 1	567単位
(2) 要介護 2	634単位
(3) 要介護 3	703単位
(4) 要介護 4	770単位
(5) 要介護 5	835単位

注 1～7（略）

ハ～ワ（略）

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	761単位

(五) 要介護 5	26,849単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要介護 1	9,298単位
(二) 要介護 2	13,665単位
(三) 要介護 3	19,878単位
(四) 要介護 4	21,939単位
(五) 要介護 5	24,191単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）	
(1) 要介護 1	565単位
(2) 要介護 2	632単位
(3) 要介護 3	700単位
(4) 要介護 4	767単位
(5) 要介護 5	832単位

注 1～7（略）

ハ～ワ（略）

（新設）

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	759単位

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要支援 1 498単位

(二) 要支援 2 526単位

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハマでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハマでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援 1 3,418単位

(二) 要支援 2 6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援 1 3,080単位

(二) 要支援 2 6,224単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)

(1) 要支援 1 421単位

(2) 要支援 2 526単位

注 1～7 (略)

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要支援 1 496単位

(二) 要支援 2 524単位

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援 1 3,403単位

(二) 要支援 2 6,877単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援 1 3,066単位

(二) 要支援 2 6,196単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)

(1) 要支援 1 419単位

(2) 要支援 2 524単位

注 1～7 (略)

ハ～リ (略)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 757単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 785単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 773単位

注1～6 (略)

ハ～ヌ (略)

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を

ハ～リ (略)

(新設)

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 743単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位

注1～6 (略)

ハ～ヌ (略)

(新設)